

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	諸星	志村	志村	久保谷	石原	起案	29・9・4
						決裁	29・9・4
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会		
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 公共施設使用基準等調整 プロジェクトチーム		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 29 年度 第 3 回 公共施設使用基準等調整 ワーキンググループ		
開催日時	平成 29 年 9 月 1 日 (金) 午前 10 時 0 分 ~ 午前 11 時 30 分		
開催場所	3 A 会議室		
出席者	生涯学習文化振興課長	文化会館長	図書館長
	スポーツ推進課長	市民相談人権課長	地域福祉課長
	高齢介護課長	こども育成課長	カルチャーパーク課課長代理(総務担当)
	公共施設マネジメント課長		
	事務局	公共施設マネジメント課主査	
議 題	1 減免使用者情報の共有について		
	2 はだのっ子応援券交付事務について		
	3 使用料収入実績等調査について		
	4 その他		
配付資料	資料 1 減免使用者(実績)の一覧		
	資料 2 はだのっ子応援券交付事務関係資料		
会 議 結 果			
1 減免使用者情報の共有について			
① 減免規定の統一を図ったことにより、施設間の情報共有を行うため、各課への照会をもとに一覧表を作成した。当然、現時点で完成というものではないため、一度各施設で所有する情報と照合し、御意見等があれば頂きたい。			
② 新たに減免対象にしたい団体がある。 ⇒ 各課からの申し出に基づき、随時更新していく予定である。しかし、減免は登録制ではないため、この一覧にあるから使用の内容に関係なく減免ということではないし、一覧に無い団体が減免できないというものではない。あくまで各施設での判断を補完するための全庁的な情報共有資料として捉えていただきたい。			
③ 施設予約システム導入施設であるにもかかわらず、登録番号を所有していない団体を掲載してあるのは、現在は活動していない団体である理由以外に、使用申請は庁内の関係課が行っているような実態もあるのだろう。さらに精査が必要と考える。			
2 はだのっ子応援券交付事務について			
① これまでの内容との変更点は、事前の登録制としたことである。これにより、各施設では登録者名簿との照合により交付できるようにした。			
② 夜間の使用であっても、事前に交付対象者を把握できるので、応援券を当日交付する運用は可能であると考えている。市民サービスの視点から、交付のために後日の再来所をお願いすることは避けたいので、各施設で前向きに運用を検討して欲しい。			
③ 9月15日の広報に掲載し、各施設でも案内を配付していただくことになるので、窓口職員等への周知をお願いしたい。			
3 使用料収入実績等調査について			
① 照会結果を集約しているが、条例の料金区分どおりに集計していない施設がある。使用料見直しの効果はもとより、その料金区分が適切かという議論にあたって必要となるため、集計方法の見直しをお願いしたい。			
4 その他			

- ① (高齢介護課から) 広畑ふれあいプラザ及び末広ふれあいセンターについて、介護保険の趣旨から、利用対象を「40歳以上」としているが、制限を廃止する方向で今後検討する。
- ② 平成30年度予算の編成にあたって、使用料の増収分の一定割合を公共施設整備基金へ積み立てることになる。予算編成時期までに財政課と調整する。

備考	
----	--